

8 高福第 1 3 4 8 号
令和 8 年 1 0 月 6 日

各市町村
東三河広域連合 } 高齢者福祉担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 9 年度地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業費補助
金分）に係る所要額調べ（2 回目）について（照会）

このことについて、県の予算編成作業上、県内における基金活用意向を把握する必要があるため、下記により提出してください。

記

1 提出書類

- ・ 令和 9 年度地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備事業費補助金分）
所要額調べ（2 回目）（別紙様式）
※該当がない場合も、必ず様式の記名欄下の枠に○を付して回答してください。

2 提出方法及び期限

令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）必着（電子メールにて回答）

※別紙様式（添付のエクセルファイル）に必要事項を入力し、ファイル名の「○
○市町村」を当該市町村名等に変更の上、下記メールアドレス宛て提出してください。

3 その他

別紙 1 及び別紙 2 を参考に作成してください。

担 当 施設グループ（伊藤（沙））
電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）
メー ル korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

作成に当たっての注意事項

- 1 所要額を見込むにあたり、前回（令和 8 年 6 月 1 9 日付け 8 高福第 8 4 4 号）の照会以降、公募不調や事業所からの申し出等による補助対象施設の減や事業計画の変更が生じたものについては、必ず反映させてください。
- 2 今回の所要額調査（2 回目）が、次年度予算の最終値になります。市町村としての最終的な結論を確認したいため、該当がない場合も必ずその旨回答してください。
- 3 この補助金は単年度事業であるため、原則複数年度にわたる整備事業は認められません。
（ただし、県が補助する広域型特養に併設する事業所を整備する場合など、整備が大規模で単年度で完了しない場合、複数年度にわたる整備事業を認める場合があります。2 か年事業を計画される場合、あらかじめ御連絡ください。）
- 4 補助内容及び補助単価については、別紙「愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）」及び「別表 1 ～ 8」を参照してください。
なお、国における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正により、次年度の補助単価等が減額となる場合があります。
- 5 定員 3 0 人以上の広域型施設等（特養、老健、介護医療院、ケアハウス、養護、介護付きホーム）に対する、施設開設準備経費等支援事業、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業及び定期借地権設定のための一時金支援事業は県事業（政令・中核市を除く。）、それ以外は市町村補助事業となります。所要額調査の時点で、県で実施する事業についても管内該当施設の要望を確認してください。
- 6 本補助金の財源である地域医療介護総合確保基金（整備分）では、国への協議に当たっては優先順位をつけることとされております。
このため、必ず回答様式のメニュー毎に各市町村内の優先順位を附番してください。空欄や同一順位を附番した場合、上段記載の事業の優先順位を高くされたものとみなします。
- 7 各事業における対象施設のうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、介護付きホームについては、補助基準額は指定を受ける床数としてください。
- 8 災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンにおいて、新規整備（創設（開設）・増築（床）・改築（再開設）・増改築）する介護施設等を対象とする事業は、例

外要件を満たす場合を除き補助対象外となります（交付要綱第5条（5）、（6））。

作成に当たっては、新規整備予定の施設等の所在地について、当該区域の該当有無を災害区域図等で確認し、該当する場合には例外要件を満たすことが見込まれることを確認してください。

- 9 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、「地域密着型サービス等整備助成事業」「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業」「都市部等における増加する介護ニーズへの対応のための既存ストック活用推進事業」「中山間・人口減少地域等におけるダウンサイジング支援事業」「介護施設等の集約・再編支援事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）ウ、オ、キ、ク及びケ）。
- 10 災害イエローゾーンにおいて新規整備する代替施設については、「公有地を活用した老朽化介護施設等の建替え等促進のための代替施設整備事業」の補助対象外となります（交付要綱第5条（1）カ）。
- 11 原則として、同一施設・事業所において、過去に既に実施済み又は令和8年度実施の事業を重複して申請することはできません。
- 12 当該補助金については、本補助金を活用して整備した施設・設備を整備後にサービスの全部又は一部を休止する等、利用が低調なものが見受けられており、この点に関して会計検査院からも指導を受けています。

回答に当たっては、施設整備の必要性や事業内容、今後の見通し等について充分精査の上、記入してください。

- 13 本補助金を活用して整備した施設・設備（補助対象財産）を交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供し又は取り壊す等する場合、**財産処分による補助金の返還が発生する可能性があります。これについては、活用を希望する事業者には必ず周知してください。**
- 14 **近年、国から県への補助が協議額を下回る状況もあること等から、年度末の基金残が翌年度の所要額を下回ることとなった場合は、早期内示の対象とする事業を限定させていただきます。**
また、県から市町村への内示は、原則、国からの内示後（例年秋ごろ）となることが予想され、補助事業の着手時期が遅れる可能性がありますので、その旨、調査時に必ず案内してください。なお、内示前着工は認められません。
- 15 本照会について、**令和9年度の事業実施や補助額を担保するものではありません。**